

産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び添付書類

- 申請の際には、産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第1面～第3面）に次の書類を下記番号の順番通りに添付し、紙製のフラットファイルに綴じて正本1部、副本1部（副本は申請者控えとなりますので、写しで結構です。）を用意してください。
- 新規許可申請の際には、下記の1番から27番までの書類を提出してください。
- 更新許可申請の際には、□で囲んだ数字の書類を添付してください。囲んでいない書類は省略できます。
- 産業廃棄物処理業の変更届出は、変更の事実があった日から10日以内（ただし、法人で、履歴事項全部證明書の添付を要する場合については、30日以内）に提出していただく必要があります。また、変更書類は許可申請時に同時に提出すればよいものではありませんので、変更があった場合にはその都度、変更届出を廃棄物規制課宛（〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6）に郵送あるいは持参願います。
- 許可制度や許可基準の概要、許可申請までの流れについては、「[産業廃棄物処理業の許可申請について](#)」を併せてご覧ください。

申請書類及び添付書類	留 意 事 項
1 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第1面）	<ul style="list-style-type: none">・ 左上に様式第六号と記載があるものです（新規と更新で様式は共通です。）。・ 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）については、個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部證明書の記載のとおり記入してください。・ 事業の範囲には、取り扱う産業廃棄物の種類と積替え保管の有無が明らかになるよう記入してください。なお、注意点については以下のとおりです。 ※1 「積替え保管を除く」又は「積替え保管を含む」のどちらであるかを明らかにすること ※2 「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を取り扱う場合には、（ ）書きで「自動車等破砕物を除く」又は「自動車等破砕物を含む」のどちらかであるかを明らかにすること ※3 「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」を取り扱う場合には、（ ）書きで「石綿含有産業廃棄物を除く」又は「石綿含有産業廃棄物を含む」のどちらであるか明らかにすること ※4 「廃プラスチック類」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「汚泥」を取り扱う場合には、（ ）書きで「水銀使用製品産業廃棄物を除く」又は「水銀使用製品産業廃棄物を含む」のどちらであるか明らかにすること ※5 「燃え殻」「汚泥」「鉱さい」「ばいじん」「廃酸」「廃アルカリ」を取り扱う場合には、（ ）書きで「水銀含有ばいじん等を除く」又は「水銀含有ばいじん等を含む」のどちらであるか明らかにすること ※6 更新許可申請の場合には、従前の許可証に記載されている事業の範囲と同じ内容を記入してください。

②	産業廃棄物収集運搬業 許可申請書（第2面）	<ul style="list-style-type: none"> 既に処理業の許可を有している場合には、当該都道府県・政令市の名称及び許可番号を記入してください。行数が足りない場合には、別紙の通りと記入し別途一覧表を添付してください。 法人の名称及び住所、地番については、履歴事項全部履正書のとおり記入してください。また、申請者の氏名（個人である場合）、法人の名称及び役員の氏名（法人である場合）にはふりがなを振ってください。 申請者（個人である場合）及び役員（法人である場合）の氏名、本籍及び住所、地番については、住民票記載のとおり記入してください。また、該当する性別に〇印を付けてください。 例：「〇〇市△△町一丁目2番3号」を「〇〇市△△町1-2-3」と記載しないこと。該当するフォントがない場合は、手書きしてください。 外国人の方で通称名がある場合は、本名と通称名を併記してください。
③	産業廃棄物収集運搬業 許可申請書（第3面）	<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「100分の5以上の株主又は出資者」という。）については、個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部履正書のとおり記入してください。 割合については、保有する株式の数又は出資の金額を発行済株式の総数又は出資の額で割った値を百分率（例：30%）で記入してください。 100分の5未満の場合には記入する必要はありません。 令第6条の10に規定する使用人については、該当する場合のみ記入してください。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【令第6条の10に規定する使用人とは】 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの <ul style="list-style-type: none"> また、使用人がある場合には、使用人であることが分かる書類（使用人の権限を有していることを証する書類、使用人が支店の代表者等であることが分かる組織図等）を併せて提出してください。
④	定款（又は寄附行為） の写し <u>（法人の場合添付）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 現在有効な定款の写しを添付してください。 事業目的に産業廃棄物収集運搬業を行う旨の記載があるものに限ります。 例：「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」 定款の商号、目的及び事業年度が履歴事項全部履正書や決算報告書と一致しない場合には、それらを変更した時の議事録を併せて添付してください。
⑤	申請者の登記事項証明書 <u>（法人の場合添付）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 履歴事項全部履正書を添付してください（現在事項全部履正書は不可です）。 提出される証明書については、事業目的に産業廃棄物収集運搬業を行う旨の記載があるものに限ります。 例：「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」 目的の記載がない場合、法務局にて登記手続きの後、再度提出してください。 取得方法等については、各地方法務局にお問い合わせください。

⑥	住民票	<ul style="list-style-type: none"> 最新の本籍地・住所が記載されているものの原本に限ります。住民票の取得時には本籍・国籍を省略しないよう注意願います。 個人の場合、申請者本人、法定代理人及び政令で定める使用人について添付してください。 法人の場合、役員（監査役を含む）、100分の5以上の株主又は出資者及び政令で定める使用人について添付してください。
⑦	株主・出資者である法人の登記事項証明書（ <u>法人の場合添付</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> 100分の5以上の株主又は出資者が法人である場合に添付してください。 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 現在事項全部證明書ではなく、履歴事項全部證明書を添付してください。 自社が発行済株式総数の100分の5以上の株式を有している場合は、5があるため、改めて登記事項證明書を添付する必要はありません。
⑧	成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 個人の場合、申請者本人、法定代理人及び政令で定める使用人について添付してください。 法人の場合、役員（監査役を含む）、100分の5以上の株主又は出資者及び政令で定める使用人について添付してください。 氏名、生年月日及び住所の記載は必須ですが、本籍の記載は省略いただいて差し支えありません。 「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」ことについて、証明を受けてください。 その他、取得方法等については各地方法務局にお問い合わせください。
	事業計画概要書	
9	1. 事業の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請する理由、事業の概要等を記入してください。 処理業の許可の取得状況や登記事項証明書の事業目的と整合性が取れるように記入してください。
10	2. 収集運搬する廃棄物の種類及び運搬量	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請する全ての産業廃棄物について、種類ごとに記入してください。 記載する申請品目の内容については申請書（第1面）と、運搬量については、運搬施設の能力とそれ整合性を取ってください。 排出事業者は、申請者以外の事業者を具体的に記入してください（排出事業者が申請者の場合、自社運搬に該当するため許可が必要となります。）。 排出事業者の所在地が茨城県外であるが、排出事業場が茨城県内になる場合には、その旨を所在地の後に明記してください。 例：〇〇建設(株) 千葉県〇〇市〇〇1-2（茨城県内の建設解体現場） 排出事業場及び運搬先処分場の所在地のどちらかが茨城県外の場合、申請書第2面の許可の状況に当該自治体の許可の取得状況（あるいは許可申請予定）を記入してください。 「石綿含有産業廃棄物を含む」産業廃棄物については、当該産業廃棄物が処分できる最終処分場等を記入してください。廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）のように二行に分けて処分先を記入していただいて構いません。 「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」産業廃棄物については、当該産業廃棄物が処分できる処分場等を記入してください（処分場をご記入の際には、必ず当該事業者に水銀関係の扱いの有無をご確認願います）。廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）のように二行に分けて処分先を記入していただいて構いません。 取り扱う産業廃棄物に「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」がある場合には、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物となりますので、排出事業者の名称及び所在地は当該業種に該当する事業者を記入してください。 <p>※ 詳細は「産業廃棄物処理業の許可申請について」4ページを参照願います。</p>

11	3. 運搬施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両の一覧は、自動車検査証記録事項に記載された内容を記入してください。 運搬船舶については、運搬車両の一覧に、船舶国籍証書及び船舶検査証明書に記載された内容を記入してください。 水密仕様ダンプ車や荷台の開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が漏れない構造を備えた車両の場合には、車体の形状の部分に（ ）書きでその旨記入してください。 例）ダンプ（水密仕様）、脱着装置付コンテナ専用車（パッキン付き） 既に他の処理業者が登録している車両・船舶を重複して登録することはできません。 事務所の所在地、駐車場の所在地の欄には、所在地の住所をそれぞれ記入ください。（新規申請の場合は、17、18により各見取図を添付してください。） 運搬容器の用途の欄には、運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。 泥状、液状の廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等）に関しては、収集運搬に適した車両（タンク車等の特殊車両）又は容器（蓋付きのドラム缶等）を用意してください。 運搬容器として開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が漏れない構造を備えたコンテナを用いる場合、備考の欄にその旨記入してください。 例）コンテナ パッキン付き 悪臭の恐れがある廃棄物（汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等）に関しては、収集運搬に適した車両（清掃車等の特殊車両）又は容器等（蓋付きのドラム缶等）を用意してください。 積替え保管施設の許可を得ている場合は当該施設の概要を記載してください。 また、設置許可証、使用前検査完了通知等の写しを添付してください（積み替え保管を含んだ新規申請の方は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください）。
12	4. 収集運搬の具体的な計画	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の運搬方法、収集運搬業務を行う時間、従業員の内訳について記載してください。 運搬方法については、運搬車両、船舶等の種類ごとに運搬する産業廃棄物の種類を記載してください（全ての申請品目について記載をお願いします）。 例）清掃車と脱着装置付きコンテナ専用車を有する事業者の場合 清掃車・・・汚泥 脱着装置付きコンテナ専用車・・・木くず、がれき類 車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものに限る。」と記載がある車両（土砂禁止車両）については、「鉱さい」「がれき類」を運搬しないでください。 土砂禁止車両で「汚泥」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を運搬する場合には、過積載にならないものに限ります。運搬車両が土砂禁止車両のみである場合には、事前に廃棄物規制課宛て相談ください。 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、他の物と混合するおそれのないように区分し、破碎しないよう措置を講じてください。
13	5. 環境保全措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の収集運搬に際して環境保全のために講ずる措置を記載してください。 積替施設又は保管施設を有する場合は、その施設において環境法善のために講ずる措置を記載してください。 取り扱う全ての廃棄物について、飛散防止対策を記載してください。 泥状・液状の廃棄物（「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」等）を運搬する場合には、流出防止対策を記載してください。 悪臭の恐れがある廃棄物（「汚泥」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」等）を運搬する場合には、悪臭防止対策を記載してください。 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、他の物と混合するおそれのないように区分し、破碎しないよう措置を講じてください。

14	自動車検査証記録事項・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請日において有効期間を経過していないものに限ります。 現在更新中の場合は申請時にその旨伝え、新たな車検証記録事項が届き次第、追加書類として提出してください。
15	運搬車両・運搬船舶の使用権原を有することを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 14では使用権限を有していることが分からぬ場合（使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合。法人の場合であって、役員個人が使用者となっている場合も含みます。）添付してください。 運搬車両にあっては、賃貸借契約書、使用承諾書等を添付してください。 運搬船舶にあっては、裸傭船契約又は裸傭船契約に準じた傭船契約書を添付してください。ただし、後者を提出する場合、継続的や契約と解せる定期傭船契約書のみとし、かつ契約書内に於いて下記①～③の要件が満たされているものに限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 船主は本船の船長及び乗務員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権を傭船者に譲渡し、船長及び乗務員は、傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の積替え及び海上運搬を行うこと。 ② 傭船者は、海上運搬に係る一切の責任を負うこと。 ③ 船主は傭船契約中、本契約以外の業務についての船の使用に応じない事。 いずれも、独占継続して使用できることが明記されているものに限ります。 賃貸借契約書につきましては、契約期間内のもの、または更新されて現在も有効であることがわかるものを添付してください。 契約者の名称が異なる場合、その理由を説明できる書類を添付願います。
16	運搬車両・運搬船舶・運搬容器等の写真	<ul style="list-style-type: none"> 1台につき2枚（車両の前面（真正面）及び側面（真横）から撮影したもの）添付してください。 真正面の写真は、ナンバーが確認できるよう撮影したものをしてください。ナンバーの確認が困難な場合は、ナンバーが明瞭に見える写真を別途添付してください。 泥状、液状の廃棄物、悪臭の恐れのある廃棄物を収集運搬する場合は、収集運搬に適した車両（タンク車、荷台の開口部にパッキンが付いた水密仕様ダンプ車等）又は容器等（蓋付きドラム缶等、密閉できる構造であること）であることが分かる写真を添付してください。 脱着装置付コンテナ車は、コンテナを積載した状態の写真を提出してください。 トラクタ、セミトレーラー等については、各1台の写真を提出してください（ナンバープレートが確認できる形で撮影すること）。 不正改造車両（木の枠を装着している車両など）は使用しないでください。 運搬容器は実物を撮影してください。（カタログや、インターネットに掲載されたものから流用した写真は認められません） 写真の背景は凹凸せず、そのまま添付してください。 同じ容器が複数ある場合はそのうちの1つを撮影してください。 蓋付き容器の写真については、蓋を容器から外すまたははずらし、一枚の写真に写るよう撮影してください。
17	主たる事務所の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> 本社（事務所）の見取図を記入してください。また、事務所付近で目印になるような施設等（駅、国道等）も記入してください。
18	駐車場の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場付近の見取図、駐車場内の配置図を記入してください。また、駐車場付近で目印になるような施設等（駅、国道等）も記入してください。
19	駐車場の土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の用地について所有権を有している場合添付してください。 法人の場合であって、土地所有者が役員等の個人である場合には、20の提出が必要となります。 発行の日から3ヶ月以内の原本を添付してください。
20	駐車場の土地賃貸借契約書又は使用承諾書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の用地について所有権を有しない場合添付してください。 申請日時点において有効であることが確認できるものに限ります。 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等 契約書または承諾書の締結日が事後承諾となっている場合、書類の訂正または申立書による補正が必要となりますのでご注意ください。

		<ul style="list-style-type: none"> （公財）日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証に限ります。 ※ 講習会の日程・申込み方法等については、（一社）茨城県産業資源循環協会（TEL：029-301-7100）にお問い合わせください。 申請日時点において有効期間内であるものに限ります。 修了証の有効期間については、下記※3をご確認ください。更新許可申請の場合は、許可期限を踏まえて計画的に講習会を受講し、修了証をご用意いただくようお願いいたします。 個人の場合、取得者は申請者本人又は政令で定める使用人のものに限ります。 法人の場合、取得者は申請法人の役員（監査役を除く）、又は政令で定める使用人のものに限ります。 新規許可申請をするにあたり、既に他の自治体で産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合（茨城県で既に許可を得ている者が法人への切り替えを行う場合も含む）は、当該自治体の許可証の写しと有効期間内の更新の修了証の写し（有効期間は2年です。5年に延長されるわけではありませんのでご注意ください）を添付することで、新規許可申請することが可能です。
21	修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載してください。 新たに資金を必要としない場合は、その理由を記載してください。 (例：既に他県で事業を営んでおり、現在所有の運搬車両、車庫を使用する等)
22	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告に使用したもので直前3年の各事業年度のものを添付してください。 損益計算書に販売費及び一般管理費や原価報告書といった明細がある場合には、併せて添付してください。 設立直後の法人であり、決算を迎えていない場合には、これらの書類の代わりに開始貸借対照表を提出してください。 以下の条件に該当する場合、申請者の経理的基礎を確認するため、損失の理由及び改善計画書及び五カ年の収支計画書を作成・提出してください。 また、債務超過の原因や今後の見通し等について申請時に直接お尋ねすることができますので、事前に状況を把握されたうえで申請にお越しください。 <p>1 直前期で債務超過である（直前期の貸借対照表の純資産の合計がマイナスである）場合。</p> <p>2 次の①から③のすべてに当てはまる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 直前期で自己資本比率（直前期の貸借対照表の純資産の合計を負債・純資産の合計で除したもの）が10%以下である。 ② 直前期で当期累積損失を計上している。 ③ 過去三カ年の損益平均値の和がマイナスである。 <p>詳細については下記※4を参照願います。</p>
23	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表 <u>（法人の場合添付）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 所管の税務署発行の直近3年の各事業年度のものを添付してください。 納税証明書の種類は「その1 法人税」です。 未納税額がないものに限ります。 設立直後の法人であり、納税証明書の提出ができない場合には、税務署に提出している法人の設立届出（税務署の受付印が押してあるものに限る。県税事務所に提出しているものではないのでご注意ください）の写し（電子届出の場合には、電子届出の受付画面をプリントアウトしたもの）を提出してください。
24	法人税の納税証明書 <u>（法人の場合添付）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から3ヵ月以内の資産（現金預金等）及び負債（借入金等）について記入してください。記入にあたっては、残高証明書や固定資産評価証明書を参考にしてください。 負債の額が資産の額を上回る場合には、直前3年間の確定申告書の写しを提出してください。なお、直前3年間の所得金額の平均が赤字である場合は、五カ年の収支計画書が必要となります。詳細は下記※4を参照願います。
25	資産に関する調書 <u>（個人の場合添付）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から3ヵ月以内の資産（現金預金等）及び負債（借入金等）について記入してください。記入にあたっては、残高証明書や固定資産評価証明書を参考にしてください。 負債の額が資産の額を上回る場合には、直前3年間の確定申告書の写しを提出してください。なお、直前3年間の所得金額の平均が赤字である場合は、五カ年の収支計画書が必要となります。詳細は下記※4を参照願います。

26	申告所得税の納税証明書 <u>(個人の場合添付)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 所管の税務署発行の直近3年分を添付してください。 納税証明書の種類は「その1 申告所得税及び復興特別所得税」です。 未納税額がないものに限ります。 開業直後の事業者であり、納税証明書の提出ができない場合には、税務署に提出している個人事業の開業届出（税務署の受印押してあるものに限る。県税事務所に提出しているものではないのでご注意ください）の写し（電子届出の場合には、電子届出の受付画面をプリントアウトしたもの）を提出してください。 証明書内の申告額、納付額及び未納額欄に「無」と表記されている年度がある（当該年度について確定申告をしていない）場合は、その年度分については併せて市町村役場発行の市町村民税の納税証明書又は非課税証明書の添付が必要となります。
27	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書に押印は不要です。
28	現行許可証の写し又は現行許可証の原本	<ul style="list-style-type: none"> （更新許可申請時のみ）受付時にお預かりいたします。 現行許可証の写しを添付した場合、本県で新許可証を発行後、申請者に対して現行許可証の原本を提出するよう連絡しますので、申請者は本県に対して返信用封筒（要切手貼付）を同封のうえ、現行許可証の原本を郵送してください。本県にて現行許可証の原本を受領後、新許可証を申請者に郵送します。 現行許可証の原本を添付した場合、その時点で現行許可証を受領させていただき、書面審査完了後、新許可証を申請者に郵送します。

※1 事前に申請日時を予約して下さい。窓口は、（一社）茨城県産業資源循環協会になります。申請者は予約した日時に協会の事務室にお越しください。茨城県県民生活環境部廃棄物規制課の担当職員が協会に出向いて書類の審査を行います（県外の事業者にあっては、郵送での申請も可能です）。

また、書類受付の際、申請手数料（新規許可申請は81,000円（電子交付の場合は80,850円）、更新許可申請は73,000円（電子交付の場合は72,850円））が必要となりますので、該当する金額分の茨城県収入証紙または証紙購入分の現金をご持参願います。

（一社）茨城県産業資源循環協会

〒310-0852

水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル4階

TEL 029-301-7100 FAX 029-301-7103

更新許可申請は許可が満了する日の3ヶ月前から受付をしています（受付の予約自体は、3ヶ月より前から入れていただくことが可能です。）。

申請の時期によっては、予約が混み合う場合がございますので、できる限り早めに予約をしていただくようお願いいたします。また、予約の状況によってはご希望の申請日時が既に埋まっている場合がありますのでご了承ください。

なお、申請件数が複数ある場合（更新許可と変更許可の同時申請等）は、その旨予約時にお知らせください。

また、更新に伴う優良産廃処理業者認定については事前審査を行うため、申請をされる場合は、必ず茨城県県民生活環境部廃棄物規制課（029-301-3033）まで直接ご連絡ください。事前の連絡を受けていない場合、優良認定としての審査についてはお受けできませんのでご注意ください。

※2 個人が申請する場合、「法人の場合添付」と記載された書類を添付する必要はなく、同様に、法人が申請する場合、「個人の場合添付」と記載された書類を添付する必要はありません。

※3 許可申請の種類と、添付書類として認められる講習会の修了証との関係は、次のとおりです。

なお、処分課程の修了証で収集運搬業の許可申請をすることはできませんのでご注意願います。

許可申請の種類	該当する講習会の修了証		
	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 ＊ 有効期間 5年	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 ＊ 有効期間 5年	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 ＊ 有効期間 2年
産業廃棄物収集運搬業（新規申請）	○	○	× (注)
産業廃棄物収集運搬業（更新申請）	○	○	○

注 新規許可申請をするにあたり、既に他の自治体で産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合（茨城県で既に許可を得ている者が法人への切り替えを行う場合も含む）は、当該自治体の許可証の写しと有効期間内（有効期間は2年です。5年に延長されるわけではありませんのでご注意ください）の更新の修了証の写しを添付することで、新規許可申請することが可能です。

※ 茨城県で既に許可を得ている者が法人への切り替えを行う場合は、従前の個人事業主が切り替え後の法人について、代表取締役又は取締役に就任していることが必要となります。
また、当該新規申請を行い、法人として新規許可となった場合には、個人事業主としての廃止届の提出が必要となります。

※4 経理的基礎を確認するため書類の提出等を求める条件と書類の内容については以下のとおりです。

条件	書類（例）
<input type="radio"/> 直前の決算期で債務超過の場合 <small>【法人の場合】</small> <input type="radio"/> 資産に関する調査の負債の額が資産の額を上回る場合 <small>【個人の場合】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 損失の理由及び改善計画書（様式は任意としますが、標準的なものについては別途「損失の理由及び改善計画書・収支計画書」（エクセル形式）を参照ください） 過去3年間において損失が発生した理由、損失から利益に転換するための改善計画の詳細等を記入してください。
<input type="radio"/> 以下の条件全てに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 直前の決算期で自己資本比率が10%以下 ② 過去3年間の損益平均値が赤字 ③ 直前の決算期で当期純損失が発生している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 五力年の収支計画書（様式については同上） 直前3年間の確定申告書の写し【個人の場合】 直前3年間の所得金額の平均が赤字である場合は、五力年の収支計画書を提出してください。

債務超過：負債の総額が資産の総額を超える状態

貸借対照表の純資産の合計がマイナスの場合

自己資本比率：貸借対照表の「純資産の合計」を「負債及び純資産の合計」で除し得た数値

損益平均値：当期純利益及び当期純損失の平均

※ 債務超過が多額であり、かつ、直前3年間の損益平均値が大幅な赤字である場合など、五力年の収支計画書では経理的基礎を有していることの確認が難しい場合には、更なる追加書類を提出していただく場合があります。ご不明な点がある場合には、廃棄物規制課宛、事前にお問い合わせください。

※5 補正の指示を受けた書類については整い次第速やかに提出するようお願いいたします。

※6 審査のうえ要件を満たした場合は許可になります。本県の標準的な処理期間は60日間（土日祝日、年末年始を除く）

始を除くため、実際には90日間となります。)です。なお、この期間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

※7 許可証送付用の封筒は本県で用意いたします(送料を含む。)が、普通郵便による送付となりますので、簡易書留や速達のほか、レターパック等による送付をご希望の場合には、必要な料金分の切手を貼付した送付用の封筒を持参願います。

※8 申請件数が複数ある場合(更新許可と変更許可の同時申請等)、登記事項証明書、住民票、登記されていないことの証明書、納税証明書の原本添付が必要となるのはいずれか一つの申請書のみです。それ以外の申請書は写しの添付に代えることができます。

※9 茨城県知事から優良産廃処理業者認定制度に基づく認定(優良認定)を受けた許可を更新する場合、「4 定款(又は寄附行為)の写し」「23 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表」「24 法人税の納税証明書」の添付を省略することができます。

但し、更新許可申請と併せて再度優良認定を受けようとする場合は、優良認定の添付書類の提出が必要となります。

※10 上記に記載がないものであっても、担当職員が審査に必要であると判断した場合などには、別途資料等の提出を求めることがあります。

その他申請時、持参された書類の内容等について担当者から質問をすることがありますので、申請には書類の作成者又は当該業務の担当者がお越しいただくようお願いいたします。それ以外の代理の方が申請される場合は、担当者に確認・連絡が取れる環境を整えた状態のうえでお越しください。